

「忠岡町落書き行為の防止に関する条例（案）」に関する意見について

氏 名	(法人等の場合は、その名称及び代表者の氏名) ※必ず記入してください
住 所	(法人等の場合は、その所在地) ※必ず記入してください
電話番号	— —
意見提出者の区分	<input type="checkbox"/> 本町の区域内に住所を有する者 <input type="checkbox"/> 本町の区域内に事務所又は事業所を有する個人、法人その他の団体 <input type="checkbox"/> 本町の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者 <input type="checkbox"/> 本町の区域内に存する学校に在学する者 <input type="checkbox"/> 本町に対して納税義務を有する者 <input type="checkbox"/> その他、条例案に利害関係のある者

意見記載欄（枠に入りきらない場合には、別紙を作成してください）

該当条項	意見及び理由等

- ◆提出期限 令和5年8月9日（水）
- ◆意見の提出方法 次のいずれかの方法でお願いします。
 - (1) 持 参・・・忠岡町議会事務局（役場6階）の窓口
（受付時間：午前9時～午後5時30分まで）
 - (2) 郵 送・・・〒595-0805 泉北郡忠岡町忠岡東 1-34-1 忠岡町議会事務局 宛
 - (3) F A X・・・0725-33-3540（※電話は不可）
 - (4) 電子メール・・・tadaokagikai@town-tadaoka.jp
- ◆意見募集結果の公表の際には、ご意見以外の内容（住所、氏名等）は公表しません。
- ◆意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。